

相互扶助の協同組合から 公益財生産のための協同組合へ

DALLA COOPERAZIONE MUTUALISTICA
ALLA COOPERAZIONE PER LA PRODUZIONE
DI BENI DI INTRESSE COLLETTIVO

カルロ・ボルザガ／エルマンノ・トルティア
Carlo Borzaga ed Ermanno Torta

訳 菅野正純（日本労働者協同組合連合会理事長）

《1 はじめに》

協同組合企業の性格と役割に関する経済的・政治的議論は、この特殊な形態の企業についての多様な解釈を生み出してきた。協同組合企業は、時には、危機的状況においてのみ有益な手段として、時には、公正と効率を結合できるがゆえに資本主義企業より優れた企業として、あるいはまた、現代経済を民主化する企業形態として規定されてきた。

現実の協同組合運動の発展は、協同組合企業に関する経済学の理論の発展と並行して進んできた。多様な理論の解釈能力が、時に不満足なものだったとしても、現実の協同組合の経済的成果と制度的・組織的構造が、理論的な検討にヒントを与えた一方で、理論の成果が、近年相次いで起こった各種の改革提案に情報を提供してきたのである。

本章は、協同組合形態の歴史的発展から出発して、協同組合企業、一般的には協同の諸現象について、経済学者が与えてきた多

様な解釈の総括に資する議論を試みるものである。それらの解釈の中で主要なものが総括的に叙述され、それぞれの長所と限界が明らかにされる。とりわけ、長い間、経済学の理論が、方法的個人主義の教義に制約された手段を用いて、この企業の行動をどのように分析してきたかが、示される。方法的個人主義は、この（協同組合という）現象の際立って連帯主義的な特徴と、鮮やかな対照を示すもので、そのことが理論的成果を、制約し、時には、判断を誤らせるものとなったのである。そして、近年の協同組合現象と、経済理論の双方における発展に照らして、こうした解釈上の限界が、いかにして克服すべきか、克服できるかが、示されるであろう。

《2 古典経済学における協同組合のビジョン》

《3 協同組合企業の経済的解釈》

《4 ワードのモデル》

《5 企業理論における協同組合》

《6 ハンスマンの理論》

《7 ハンスマン・モデルの限界》

《8 協同組合理論の新しい傾向:社会的目的を有する企業としての協同組合》

19世紀末のパントレオーニの論文から始めて、経済理論の大部分は、協同組合企業が自らの組合員の経済的利益の追求以外の目的を持っていることを、明示的ないしは暗黙のうちに否定してきた。だがこのことは、(協同組合の)現実と矛盾するばかりか、協同組合人だけでなく、経済政策の諸制度自身が協同組合という現象をどう見てきたか、ということとも矛盾する。

イタリア共和国憲法は、協同組合の社会的性格を認めているし、欧州連合は、近年、協同組合という形態が、公益 (interesse collettivo) 目的の追求に特に適していることを認める指令を採択した。国際労働機関 (ILO) は、2002年に協同組合の振興に関する勧告を採択し、その中で「各種の形態の協同組合は、経済及び社会の発展に対する、全住民のより完全な参画を促進する」ことを強調した。

協同組合活動の外部効果を考慮しないとしても、したがって、純粋に内部的な相互扶助の観点に立ったとしても、協同組合企業の発展が、水平的なタイプの社会化の進展と、相互性、公正および信頼という規準に基

づいていることは、明らかである。それぞれの組織類型が、多様な誘因の混合から出発して、競争力と効率の適切な水準に達するものであるとすれば、協同組合は、厳格なヒエラルキー編成ではなく、資本保有者以外のステークホルダー (利害関係者) の参画及びエンパワーメントと結びついた、推進動機によって特徴づけられる。民主主義は、効率性と必ずしも対立するものではないのである。企業の理論に関する文献において、Milgrom及びRobertsのような著者は、権威及び統制の遂行、ならびにその遂行に影響を及ぼすすべての活動が、無視できない水準のコストとなることを明らかにした。情報の良好な循環や、労働者と経営者の間の信頼関係の発達を促がす、より民主的な統治機構によって特徴づけられる組織は、より強固なヒエラルキーによって特徴づけられる組織形態と比べて、こうしたコストを縮小することができ、戦略的な生産要素が資本以外のものである場合は、とくにそうである。

今後、積極的な外部性を生み出し、社会資本の形成に貢献し、価格の低下に基づき、あるいはボランティア労働や寄付といった資源の配分に基づいて、不利な立場にある社会集団のための所得再分配機能を発展させる、といった能力を有する多様な形態の組織についての、調査が進むならば、協同組合企業の性格と行動は、制限された営利目的を有するその他の組織と共に、全く特別なものであることが、さらに明らかとなるであろう。協同組合の社会的使命は、不利な立場にある社会層の権利擁護と密接に結びついており、個々の地域における特定の排除

の進行を認知できることから、地域のレベルにおいて発展していくのである。資本という要素の統制に基づくヒエラルキー形態の編成と、営利目的の存在は、純粹に財務的な目的と競合する目的が発生することを阻害するために、統制権の保有者とその他のステークホルダーの間の対立する利害の存在から生ずる大きな摩擦は、労働や財源の贈与 (donazione) という、広がりつつある現象と和解することは困難である。こうした贈与こそ、積極的な外部性の創造及び地域化された社会資本の蓄積に対する、主要な責任の一つなのである。

協同組合の社会的役割が、近年、成長を続け、最近の法制改革が、こうした進展を成文化した。イタリア及び欧州連合のその他の諸国は、社会的協同組合の多様な形態を導入しつつある。さらに、1995年に採択された、国際協同組合同盟の協同組合第7原則は、協同組合運動全体の社会的使命をはっきりと謳い、その目的の一つが、エコロジ的に持続可能なモデルによる環境保護を含めた、所属するコミュニティの発展にあるべきだとした。

こうした進展は、協同組合運動の主要な目標が、非資本主義的組織というだけでなく、市場で活動する「企業」の推進者を任ずるものであったと思われた、この20年間に對する反動として解釈されるかもしれない。財務機構の強化と企業統治の合理化が、前世紀の70年代と80年代に追求されたが、これは、効率性と競争力の観点からも望ましい、新しい企業モデルの振興を目的とするものであった。議論的となっているこの過程の成果は別として、協同組合の組合員

基盤に対する外部の担い手の財務的参画を可能にすることを趣旨とする、新たな財務的手段の導入が、多様な国において行われた。この目的のために、優先配当付きの債券や、投票権のない株式が導入された。企業の理事会に対する少数融資者の参画の可能性も規定された。イタリアでは、賛助組合員という形態や協同組合参加株の導入が、よく知られている。フランス、スペインなど、他の国では、イタリアに似た経過をたどった。協同組合の社会的根拠の再発見は、それゆえ、航路の現実的な転換の一部をなすものであった。ここでは、上記の問題は未解決のまま放置されたが、この「原点回帰」は、少なくとも、管理スタイルや市場・金融政策における民間営利企業との同形化が進行していく傾向に歯止めをかけるという点では、確かに有益であった。

協同組合という組織形態の研究において、協同の社会的な根拠を解釈するためには、顕著な社会的使命によって特徴づけられる組織行動についての研究と、自己利益的でない個人の行動についての研究を、密接に結びつけることが必要である。

理論的なレベルでは、組織的行動の社会的な側面、あるいは、設立文書において、または、生み出された積極的な外部性を通じて明示的に表現され、客観的な形での、社会的な側面をとりあげた文献は、すでに膨大に存在している。こうした文献の流れは、協同組合企業の研究とは独立に発展し、例えば、「企業の社会的責任」に関する研究と、深いところで交差している。この研究は、一方では、社会的責任の形態と分野を同定し、他方では、倫理綱領や自主規律のような手段

を規定することを、目ざすものである。二つの伝統の交差は、専ら社会的目的に従った、非営利の伝統に近い組織と、協同組合類型の企業組織という、必ずしも一致しない二つの組織形態の、豊かな交差に対応するものである。

さまざまな著者が、社会的目的を持った企業としての、協同組合の存在と運営能力が、狭い自己利益にとどまらない行動を特徴とする担い手の存在と積極的参加に基づくものであることを支持している。手続き的・組織的な公正と結びついた社会的・組織的価値に関わる、愛他主義と協調主義は、貨幣的なタイプの伝統的目的に付け加えられ、相互作用が及ぼされるべき、個人の行動の本質的要素である。しかしながら、経済科学の内部では、これらは、比較的最近の研究分野であり、生まれつつある実験的経済や、組織類型の研究ではあまり適用されないゲームの理論のモデルに、まだ限定されている。

こうした行動がもつ波及効果の重要性についての新たな証拠が、たとえば、重要でありながら、購入者の支払能力が制限されているために、潜在的な需要が有効需要に転化されずにいる、独自の市場分野を生み出す可能性といった問題において、研究されなければならない。公共主体の再分配介入を除けば、労働及び財源の贈与だけが、各種の財源的補完と便宜に具体化されるものであり、こうした市場の開設を可能にするのである。実際、公的支援と他の形態の贈与は、社会的協同組合が、純粋な商業的回路の傍らで発展することができた、主要な回路である。

社会的協同組合の存在は、何よりも、社会

サービス及び対人サービス部門に見出されるが、この分野は、そうした企業が、民間営利企業よりも容易に普及し、また、公企業と比べて、よりよく適応し、革新できると思われる。この部門は、標準化される割合が少なく、サービス供給における関係性が強いことを特徴としている。また、給付(労働提供)の質に関する経営者と従事者の情報が非対称であることから、労働契約における不完全性が高いという特徴を有する。言い換えれば、生産物(サービス)市場においてと同様に、労働市場においても、顕著な(市場の)失敗が確認されるのである。

協同組合の社会的役割は、非営利組織の組織・財務構造と共通する多くの要因によって、強められる。対人サービス部門における社会的協同組合の普及は、ハンスマンが、生産物市場における情報の重要な非対称を特徴とする市場における非営利組織の誕生と発展を説明するために採用した理由と、みごとに一致している。社会的協同組合を特徴づける、利益分配の制限は、企業利益のために情報の非対称を悪用する意図がないことを明らかにできるという意味で、私的、公的双方の利用者に対するシグナルの機能を発揮するのである。

最後に、社会的協同組合の最大限の普及が見られる市場が、サービス受給者の高い「公共性(publicity)」を特徴とすることも、明らかにされなければならない。対人サービスの準公共的性格および公共的利益は、その生産における公共部門の重要な存在によって示されるとともに、これらのサービスの非競争性(non-rivality)の高さによっても示される。事実、相対的に高い生産の固

定費を前提とすると（高齢者ケアや保育所の場合を考えてみよ）、変動費が相対的に低いことから、非競争的となるのである。この場合にも、社会的協同組合の普及は、Weisbrodによる、非営利組織の性格に関する第二の解釈と両立することができる。この著者によれば、非営利組織は、公共的意思決定の過程における失敗によって、国家が生産できない公共財の生産において、主として普及している。事実、国家は、平均的な有権者が求める財を生産する傾向があり、そのために、より狭くないしは周辺的な利用者集団の公共財需要は満たされないまま放置されるが、いずれにしてもその生産に対する財政配分は必要とされるのである。それゆえ非営利組織は、まさに国家の側による需要の充足における失敗に対処するために、民間セクターによって自発的に創出されなければならないのである。

総じて、社会的協同組合のいくつかの性格は、より伝統的な非営利組織の性格の、実り豊かな改訂として、解釈することができる。二つの研究及び活動の流れは、絶えず二つのモデルの間の違いを念頭におくことによって、一体として進められるのである。しかし、イタリアの体系において、常に義務的な、利益分配の制限ならびに不分割資本の積立の存在は、顕著な社会的性格を持たない協同組合を含めて、すべての協同組合を、いくつかの重要な性格を非営利部門と共有する組織たらしめているのである。

《9 協同組合形態の多様性：商業的目的と社会的目的》

すでに明らかにされたように、協同組合企業の研究にとっての多くの関心は、それが、単なる財やサービスの生産と交換を超えた役割を持ちうることが認められたときに生まれるのであって、その役割は次のような点に具体化される。

公式・非公式を問わず、不利な立場にある社会層の側からの、所得、およびサービスの消費と享受能力に関する、「参加の権利 (*diritti di partecipazione*)」の擁護
社会資本の蓄積ならびに地域レベルにおける信頼のネットワークの普及に貢献する、「積極的外部性 (*esternalita' positive*)」を生み出すこと

例えば、環境保護、地域観光の振興と運営などの、「公益財」の生産。公益財が、不利な立場にある社会層のための明示的な資源分配に転化されない場合も含めて。「企業の社会的責任」を引き受けることと結びついた、明示的に規定された社会的「使命」の存在。企業の社会的責任は、協同組合の社会的役割の定義にとって中心的な基準である。

「マルチステークホルダー」型の「拡張された社会的ガバナンス (*governance sociale allargata*)」。これは、対立しうる利害の明示的な承認と調停の原則に基づくものである。「所得再分配機能 (*funzione distributiva*)」。これは、ボランティア労働者や、労働及び財源の贈与、市場価格以下でのサービス販売の存在によるものである。

これらの性格の中でも、最初の二つが、活動部門を問わず、協同組合形態一般にとって、典型的なものである。事実、参加の権利の擁護、ならびに、信頼のネットワークの構

築及び社会資本の蓄積という形での積極的
外部性の意図せざる生産は、純粹に商業的
な目的を持つものに限定した場合でも、自
らの価値の前提を尊重する、あらゆる協同
組合運動が有する、二つの基本的側面であ
る。他の性格は、必ずしもすべての協同組合
形態に存在するものではない。それらの導
入には、議決文書が必要であって、この文書
は、多様な形態の自主規律の導入の場合の
ように自発的なものもあるし、あるいは、社
会的協同組合に関するイタリアの法規にお
いて明示された社会的「使命」が存在する場
合のように、顕著な社会的価値を有する組
織形態を取得する際に、法律によって課さ
れるものもある。

したがって、社会的役割という観点から
は、協同組合形態を一つの連続体
(continuum)と見なすことができる。事実、
協同組合の全体をただ二つの組織形態、す
なわち、純粹な商業的目的の協同組合と社
会的協同組合に圧縮することは、視野を限
定することにもなるが、他の国と同様にイ
タリアでも、法的枠組みから、このような結
論が導かれるのである。この間には、多様な
中間的解釈が存在する。社会的協同組合と
は認知されないが、顕著な社会的性格を有
する協同組合類型が認められる。例えば、公
益財の生産、あるいは、社会的に責任ある行
動と結びついた協同組合である。反対に、顕
著な商業的価値を有する社会的協同組合の
事例も事欠かない。社会的性向と商業的性
向は、事実、一体的に発展し、協同組合がそ
の使命を堅持しつつ成長する余地を与える
可能性がある。

こうした議論は、図2に要約される。協同

組合企業形態は、純粹に商業的な協同組合
と、所得再分配を主目的とする社会的協同
組合の、二つの極端の間に含まれる性格を
有することができる。二つの極は、切り離し
て定義することはできないのであって、反
対に、企業の「社会性 (socialita')」の程度
は、上記の要素を導入すればするほど、高ま
るのである。だが、その強度と相互の接続は
多様でありうる。

このことは、イタリアの法制度が従う哲
学であると思われるのであって、この法制
度は、社会的協同組合の規定において、企業
の定款で社会的目的を明示することを要求
しているが、統制組織における複数のス
テークホルダーの存在も要求していないし、
B型社会的協同組合でない限り、明示的な所
得再分配機能の存在も要求していないので
ある。ボランティア労働組合員は、全組合員
の過半数を占めることはできないとされる
が、その存在は義務的ではない。さらに、社
会的に責任ある行動を維持するために、倫
理綱領その他の形態の自主規律を採択する
ことは自由であるが、それは義務ではない。
言い換えれば、立法者は、社会的協同組合の
地位を承認するための、最低限の要件を定
めているのであって、他の側面は定款上の
自治に委ねられているのである。

ヨーロッパでは、SCIC (2001年制定の公
益協同組合) の性格規定において、フランス
の立法者も類似の考え方に従ったが、三つ
以上のステークホルダーのガバナンスへの
参加を要求している。スペインや (1999年
に制定された社会事業の協同組合) ポルト
ガル (1998年制定の、社会連帯の協同組合)、
ギリシャ (1999年制定の、有限責任社会的

協同組合)でも、イタリアの事例が範となった。ヨーロッパ大陸の外では、カナダで1999年、連帯協同組合が導入され、現在、数百の単協が存在しているが、その明示的な義務は、まさにマルチステークホルダー型の統制及びガバナンスの機構であり、このことは、非自立高齢者に対するケアや長期失業者の労働市場への復帰などの、社会サービス部門において、とくに重要である。

これらのすべての場合において、問題となっているのは、企業組織の形態である。言い換えれば、純粋なボランティアないし慈善の自主的連帯に基づく、営利を目的としない組織は、ここには含まれていない。図2にある最後の部分は、まさに、純粋な社会的目的を持った、非企業型の組織形態に関わるものである。

《10 結論》

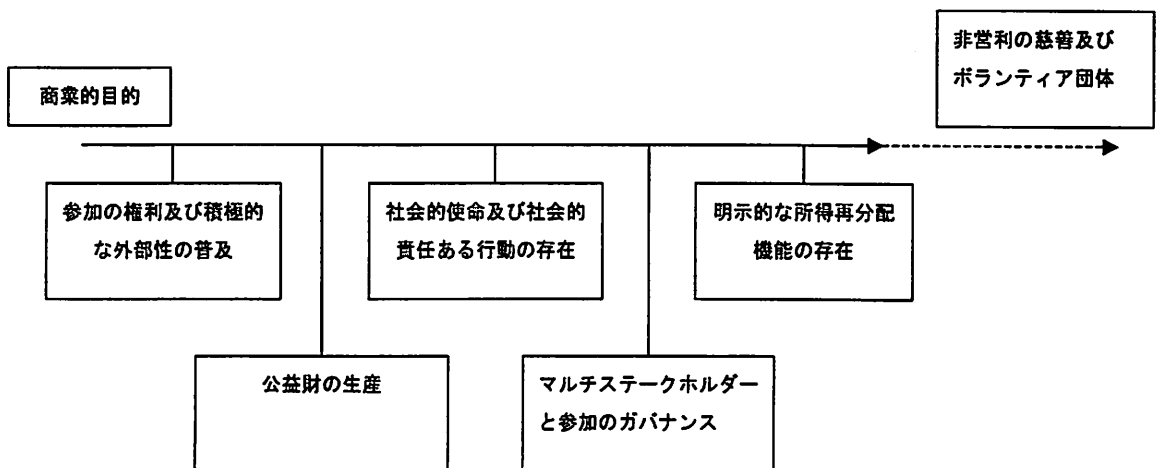


図2 協同組合の形態とその社会的機能